

## 箕輪町工業製品試験手数料及び設備利用料補助金交付要綱

平成31年4月1日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の新たな製品や技術開発による企業価値及び資質の向上を図り、もって箕輪町の産業振興に資するため、長野県工業技術総合センター（以下「センター」という。）で工業製品の依頼試験及び設備利用をした中小企業者に対し、予算の範囲内において、箕輪町工業製品試験手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 依頼試験 センターに依頼し、工業製品の試験を行うことをいう。
- (2) 試験手数料 長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）別表に定める手数料をいう。
- (3) 設備利用 センターの保有している機械器具等の設備を利用すること。
- (4) 設備利用料 工業技術総合センター機械器具等利用要領に定める利用料をいう。
- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (6) 製造業 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの製造業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に事業所を有し、町内で1年以上製造業を営む中小企業者であること。
- (2) 町税等の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。

(補助対象)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者がセンターに依頼試験するもの及びセンターで設備利用するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、試験手数料及び設備利用料とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、町長が定める額とし、一の年度について、補助対象者あたり5万円を限度とする。ただし、国、長野県その他の公共団体又は公共的団体から同様の補助金等を受ける場合には、その額を控除した額とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、箕輪町工業製品試験手数料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、依頼試験後1年以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 依頼試験又は設備利用したことを証する書類の写し又は試験成績（証明）書の写し

(2) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び補助金額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、箕輪町工業製品試験手数料補助金交付決定兼交付確定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、箕輪町工業製品試験手数料補助金交付請求書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(補助金交付)

第10条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助決定者が偽りその他不当な手段により第8条の規定による補助金の交付を受けたと認めるときは、その決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。